

財務省告示第三百八十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十七年九月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第四十九

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びその 十四号）第四条第一項及び平成

四 法律及びその 十七年度における財政運営のた

五 法律及びその めの公債の発行の特例等に関する

六 法律及びその 法律（平成十七年法律第十九

七 法律及びその 号）第二条第一項並びに国債整

八 法律及びその 理基金特別会計法（明治三十九

九 法律及びその 年法律第六号）第五条第一項

十 法律及びその 社債等の振替に関する法律（平

十一 法律及びその 成十三年法律第七十五号。以下

十二 法律及びその 「振替法」という。）の規定の適

十三 法律及びその 用を受けるものとし、その振替

十四 法律及びその 機関は日本銀行とする。

十五 法律及びその 価格を競争に付して行われる入

十六 法律及びその 札（以下「価格競争入札」とい

十七 法律及びその う。）による発行（以下「価格競

十八 法律及びその 争入札発行」という。）、「価格競

十九 法律及びその 争入札と同時に行われる入札で

二十 法律及びその あつて、価格競争入札において

二十一 法律及びその 定められた利率をその利率と

二十二 法律及びその し、価格競争入札において募入

二十三 法律及びその の決定を受けた各申込みの応募

二十四 法律及びその 価格を募入額により加重平均し

四 発行方法

三 振替法の適
用等

二 法律及びそ
の条項

一 名称及び記
号

件 成 省 財
等 十 令 務
を 七 第 省
次 の 三 債
の 年 十 の 告
と 九 号 発
お 月 〽 行
り 三 〽 等
告 十 第 に
示 日 五 関
す に 条 する
る 。 十 省
。 日 項 令
の 規 昭
利 定 和
付 に 五
国 基 十
債 づ 七
の ぎ 年
発 ぎ 大
行 行 蔵
条 行 平

五

方募

入決定の

イ

入札競争

口

札発行入

ハ

特別参加

者・別第

非価格競争

争入札発行

行市場

ニ

国債市場

特別参加

者・別第

て得られる価格をその発行（以下「非
競争入札発行」という。）の発行価格
競争入札発行の決定を及
び価格競争入札の募入の決定を
した後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第以下「国債
競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により
各り当てゝる。
割り当てゝる。
各国債市場特別参加者ごとの
各申込みの応募額を割り当てる。
各申込みの応募額を割り当てる。
各国債市場特別参加者ごとの
各申込みの応募額を割り当てる。

十 十		九 八		七									
イ 一		振 額 最		イ 払									
入 札 発 行 争 格	価 格 競 争 日	替 替 単 位	低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 格 競 争	入 札 競 争 日	込 金 額	行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 格 競 争						
格 十 六 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 に つ き 十 九 円 八	平 成 十 七 年 九 月 三 十 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	千 三 百 九 十 五 億 四 百 四 十 二 万 円	千 六 百 二 億 七 千 五 百 三 十 万 円	二 百 九 十 六 億 八 千 四 百 四 十 万 三 千	四 万 円	一 兆 八 千 六 十 四 億 千 三 百 三 十	千 三 百 九 十 七 億 円	利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入

十 額
六 面
銭 金
額 百
円 に
つ き
九 十
九 円
八

(一) 年
○ 募
・ 六
入 決
定 の
通 知
を 受
け た
者
は 、 払
込 金
額 に
加 え
、 次
の 算
式 に
よ り
規 算
出 し
た 金
額 を
第 二
号 の
規 定
す る
期 日
に 払
い 込
む と
す る
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times 10}{100 \times 365}$$

(二) 係 発 行 時 におい て、そ の 利 子 に
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る も
の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口 座 に
記 載 又 は 記 録 さ れ る も の に つ い
て は、前 記 (一) の 算 式 に よ り 出 し
た 金 額 から 該 金 額 に 百 分 の 二
十 乗 じ た 金 額 (お た だ し 当 該
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得 す
る 者 が 居 住 者 又 は 外 国 人 で あ
る 場 合 に は、前 記 (一) の 算 式 に
よ り

十四 初期利子

算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得は外国法を乗じた金額を控除することができる。平成十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年の三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成二十年九月二十日

十六 償還金額

平成二十年九月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金

財務大臣から通知を受けた者

十八 元金

日本銀行

十九 払込期日

平成十七年九月三十日

二十 払込期日

平成十七年九月三十日